

# 憲法改悪へ、教育の政治支配をすすめ、公教育を破壊する 「教育基本条例案」に反対し、撤回を求めます

大阪教職員組合中央執行委員長 田中康寛  
大阪府立高等学校教職員組合執行委員長 志摩 毅  
大阪府立障害児学校教職員組合執行委員長 戸田勝浩

## 1、はじめに

この9月府議会上、「大阪維新の会」は、「教育基本条例」と「職員基本条例」の両条例案を提出するとしています。マスコミ報道に基づく、「教育基本条例案」は、5月府議会上において強行可決された「君が代強制条例」に続き、さらに教育への全面的な政治介入をすすめ、戦後教育行政の原則や教育制度を根底から覆し、教育を政治に従属させるものです。

こうした重大な内容を含む条例案であるにもかかわらず、「大阪維新の会」は選挙目当てに、拙速な提案をねらい、成案を示さず、府民の十分な議論や合意も全くないまま、「数の暴力」で条例制定を強行しようとしています。

### <教育のあり方を根本から変質させる条例案>

「条例案」は、憲法改悪に向けた、改悪教育基本法の具体化へ、「戦争する人づくり」と「財界が求める人づくり」をすすめ、命令と処分、免職の脅しで学校と教職員を思い通りに操り、子どもと府民の精神支配をねらい、学校教育のあり方を根本から変質させる極めて重大な問題をもっています。

橋下知事と「大阪維新の会」は「教育行政に民意を反映させる」と、教育への政治介入を正当化しようとしています。が、「民意」とは「財界や特定の政治勢力の要望」であり、「愛国心教育」やエリート優先のいっそうの競争と、安上がり教育などをおしつけるものです。そして真の民意である目の前の子どもや父母・府民の声よりも、「上司の命令」を優先させる、上り下りの独裁システムをつくり上げようとしています。

子どもや父母・府民の切実な願いは「どの子にもゆきとどいた教育を保障してほしい」「テストの競い合いでなく、わかる喜びを」「安心・安全に、楽しく通える学校」「安心して高校へ行きたい」など、のびのびと学べる教育制度や条件の整備・拡充ですが、「条例案」には全くありません。

「条例案」は、「民意の反映」どころか真の民意を押さえこむ憲法違反の、教育への「不当な支配」そのものです。

### <見直し求められる、上り下りの行政>

今、日本社会は大震災と原発事故という未曾有の危機に直面し、国の将来のあり方が問われています。その中で、とくに改めるよう求められているのが、上り下りの行政や会社のあり方です。「安全神話」や「国策」の名のもとに、原発の安全に疑問を投げかける研究者や職員の意見を軽視し、異なる意見をしめ出してきた結果、福島第1原発の重大事故は起きました。また橋下知事も、専門家や多くの人が止めたにもかかわらず、府庁舎の「咲洲全面移築」へ突走り、購入に85億円、今後耐震補強に100億円以上と大変な税金のムダ遣いです。知事は、今こそ自らの失策をしっかりと反省し、責任をとるべきです。とくに知事をはじめ、すべての公務員は「憲法を尊重し擁護する義務」(憲法99条)を負っており、今こそ公務員のあり方として、戦前のような「命令に黙って従う」公務員ではなく、「憲法に基づき府民のために考え、行動する」公務員が求められています。

「大阪維新の会」が発表した「条例案」の概要とマスコミ報道に基づき、ここにその不当なねらいと本質を明らかにし、「条例案」の撤回へ、幅広い府民的討論と共同を広げていくことを呼びかけます。

## 2、なぜ今、「教育基本条例」なのか =ねらいと本質=

### (1) 特定の政治勢力が、教育への全面的な介入をねらう

「条例案」の概要は、「これまで政治は教育についてあまりにも消極的にしか関与せず、その結果民意が教育行政に十分反映しているとは言い難い」と述べ、「民意の反映」を口実に、教育理念・目標、学校教育目標の設定、学校運営、人事、処分、学校制度など、政治が教育に全面的に関与し、公然と介入できる制度をねらっています。

しかし戦後の教育委員会制度は、戦前の教育が政治に支配され、侵略戦争推進の道具にされたことを反省し、教育の自主性と政治的中立性を守るため独立した行政委員会として設置されています。教育は、国民全体に対して直接に責任を負い、自主的かつ創造的になされるべき営みであり、選挙で多数の議席を取れば、政治が関与できるというのではなく、時の権力によって左右されてはならないものです。そのため一般行政と異なり、教育行政は命令監督ではなく指導助言となっています。教育委員会の頭越しに政治が学校教育に介入できるようにする「条例案」は、明らかな教育への「不当な支配」であり、憲法13条、23条、26条に反し、断じて許されません。

「民意の反映」を主張するのであれば、公選制から任命制に切り替えられ、民意を反映させるべくしている現行の教育委員会制度を公選制に戻すなど、政治から独立させた改善、改革をすすめるべきものです。

### <教育への「不当な支配」は許されない >

◎「教育の本質的使命と、従ってその運営の特殊性に鑑みまして、教育が不当な支配に服さぬために、その行政機関も自主性を保つような制度的保障を必要といたします。教育委員会は、原則として、都道府県、または市町村における独立の機関であり、知事または市町村長の下に属しないのでありまして、直接国民にのみ責任を負って行われるべき教育の使命を保障する制度を確立することにいたしました。」(教育委員会法提案理由・1947年)

◎「政治と教育の間には一つの重大な相違点がある。即ち、政治は現実生活ことに経済生活をいかにするかを問題とする。教育はあくまで未来を準備するのである。社会の未来に備えることが教育の現在なのである。」「民主主義に則る政治は、政党の発生を必然的に伴い、政党間の競争と妥協によって運営されるのであるが、教育はたとえ民主主義下においても、そのような現実的な力によって左右されないことが必要なのである。」「教育に侵入してならない現実的な力として、政党のほか、官僚、財閥、組合等、現実的な勢力の侵入に対してしっかりした態度をとり、自主的に行われなければならない。」「教育基本法の解説」(1947年)

◎「もとより、政党政治の下で多数決原理によってされる国政上の意思決定は、さまざまな政治的要因によって左右されるものであるから、…党派的な政治的観念や利害によって支配されるべきでない教育にそのような政治的影響が深く入り込む危険があることを考えるときは、教育内容に対する右のごとき国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請されるし、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育を強制することは、憲法26条、13条の

規定上からも許されない」(旭川学テ最高裁大法廷判決・1976年)

## (2) 憲法改悪に向けて、教育の政治支配をねらう「大阪維新の会」 —危険な正体が明らかに—

「大阪維新の会」自身が、「教育基本条例」と「職員基本条例」の両条例案のねらいを「戦後レジーム(体制)を大阪から変える。地方行政や教育の形も変えたい」(8/22・朝日)と、記者会見で述べたように、条例制定のねらいは憲法改悪と一体のもので、「戦後レジーム(体制)からの脱却」は、「靖国派」の安倍元首相が主張したもので、「憲法体制からの脱却」へ憲法改悪と教育基本法改悪を推しすすめ、国民の厳しい審判を受けて崩壊したものです。これを「国でしようとしたが、何も変わってこなかった」と述べ、この大阪から再度、戦後民主主義や教育、地方自治を根本から変えようとねらうものです。そこで「条例案」は、憲法の理念と原則に反し、改憲をめざすものであるため、「目的及び基本理念」で示している根拠法に教育基本法、学校教育法、地方教育行政法だけをあげ、憲法を意図的にはずしています。

「大阪維新の会」は、副代表の坂井大阪府議や松井府議団幹事長をはじめ中心メンバーは、9条改憲を唱える日本会議地方議員連盟に名を連ねている人たちです。この間「自虐史観でない教科書を」と、過去の侵略戦争を美化・正当化し、憲法改悪に導く自由社や育鵬社の教科書採択を求める要望書を大阪市教委などに提出し、同じ趣旨の決議案採択を府内各市議会ですすめるなど、「戦争する人づくり」を進めようとしています。

今回の「条例案」はこうした改憲をねらう特定の政治勢力が、「数の暴力」で一気に、教育への政治支配をねらうもので、彼らの危険な正体が明らかになったとしか言えません。

## 3、「条例案」で、子どもと教育はどうなるのか？

### (1) 「愛国心教育」を徹底、子ども・府民の精神支配をねらう

#### <子どもを「人材」扱いし、愛国心と従順のおしつけ>

「条例案」は、「基本理念」において、「愛国心及び郷土を愛する心にあふれる人材を育てることを」を記し、露骨に愛国心教育の推進をかかげています。「君が代強制条例」第1条の「目的」が、「府民、とりわけ次代を担う子どもが…『我が国と郷土を愛する意識の高揚に資すること』を目的とする」と明記していることと合わせてとらえると、教育の根本目的を「子どものための教育」から「国家のための教育」に変えてしまう重大な問題もっています。侵略戦争を賛美する教科書採択の動きともかわり、まさに憲法9条改悪による「戦争する国づくり」と一体に、「戦争する人づくり」をねらうものといえます。

このことは「条例案」が、子どもたちをすべて「人材」として表現し、人間としてではなく、人的に有用な「材料」として扱っていることから明らかです。教育の目的を「人格の完成」から、国家・企業、特定の政治勢力のための「人材育成」へ変質させるものです。

さらに橋下知事は、「教育とは2万%、強制」と述べていますが、「基本理念」では「規範意識を重んじる人材」、「義務を重んじる人材」の育成を強調し、他の条項で問題行動への対応として「出席停止」を奨励するなど、処分の脅しで子どもたちに服従と従順をおしつけるものとなっています。

#### <今こそ、個人の尊厳を大切にすることを — 二度と、戦争への道をくり返さない —>

国を愛するかどうかは、国民一人ひとりが考え、決めることです。条例で無理やり「愛国心にあふれる人材」「意識の高揚」を押しつけることは、教育をゆがめ、教職員そして子どもと府民の、内心の自由の侵害につながる、全くの憲法違反です。

戦前の教育は、「陛下の御為、皇国の為に死するを名誉」と教え、国民を戦争へとかりたてました。そして人間を国家のための手段として戦争の道具とし、「国家有用の皇国民の錬成」を目的とし、愛国心を強制しました。

戦後はこの過ちを2度とくり返さないため、個人の尊厳を大切に、教育の目的を「人格の完成」「真理と平和を希求する人間の育成」と決めました。今、求められているのは、国を愛することのおしつけより、人を大切にすることです。

とくに大震災の経験からも多くの国民が、一人ひとりの命の大切さとかげがえのなさを改めて痛感しており、個人の尊厳が本当に大切にされる教育こそが求められています。

### (2) 「競争と切りすて」の教育・学校をねらう

#### <財界・大企業が求めるエリート育成を教育目標に>

橋下知事はこの間、事あるごとに「国際社会は食うか食われるか、競争は絶対に必要だ」、「子どもにはしっかり競争してもらおう」と語り、学力テスト競争、習熟度別指導、進学指導特色校など、エリート優先、競争と切りすての教育を推進してきました。

「条例案」の前文は、「激化する国際競争に対応」、「グローバル社会に十分対応できる人材育成」を強調し、「基本理念」では、「世界標準で競争力の高い人材を育てること」をかかげるなど、財界・大企業が求めるエリート育成の教育のみを強調しています。これらは一部大企業の課題であっても、大阪の公教育はその従属物ではなく、すべての子どもの成長と発達を保障する学校教育の課題ではありません。

今、多くの府民は、深刻な不況と低賃金政策によって、厳しい生活に追われています。そして貧困と格差の拡大によって、アルバイトに追われる生徒や給食費が払えない家庭が広がるなど、子どもの学ぶ権利が深刻におびやかされています。

しかし「条例案」の「基本理念」は、こうしたすべての子どもへの教育保障や、基礎学力保障については全く触れず、規範や義務などの徳育のみを強調しています。さらには子どもに自己責任論と競争原理をおしつけ、「他人への依存や責任転嫁をせず、互いに競い合い自己の判断と責任で道を切り開く人材を育てること」を「基本理念」として明記しています。これは「教育を受ける権利」を冷たく否定するものであり、「エリート育成以外の教育には金をかけず、もっと安手の労働者を提供せよ」という財界の教育要求をそのまま教育目標にしたものです。

#### <世界と日本で破たんがすすむ、「学力テスト」と一体の学校選択制導入をねらう>

また「条例案」は、いっそうの競争と切りすて教育の推進をねらい、個々の公立小中学校を激しい競争に追い込む「学力テスト結果の市町村別、学校別の公開」と「市立小中学校を選べる学校選択制の実現」を、何の議論もなく唐突に導入しようとしています。学力テストの市町村別・学校別公表は、大変な競争と序列化を引き起こします。日本ではすでに60年代に実施され、教育の不正と退廃をまねき大失敗したのをはじめ、東京・足立区や広島で不正が発覚し、見直しがすすんでいます。さらにこれが学校選択制に利用されると、学校間格差を生みだし、教育格差を広げ、子どもが受ける教育に格差がつき、教育の公共性が破壊されます。

このモデルとされたイギリスでは、「地域間・学校間格差が広がった」、「基礎学力が向上せず、教育荒廃が進んだ」、「地域の結びつきが弱められた」という理由ですでに破たんし、14歳対象の学力テストが廃止されています。さらに日本でも「学力テスト」と一体の学校選択制が、東京の江東区・板橋区や群馬・前橋市、広島・福山市など全国各地で見直し・廃止がすすんでいます。

## ＜世論に逆行し、いっそうの受験競争激化と公立高校つぶしをねらう＞

そして「条例案」は、「府内全域を通学区にする」と、府立高校の学区制度を撤廃し、「エリート」の選抜へ、高校受験競争をいっそう激しくするとともに、府内の公立高校を1番から最下位まで序列化しようとしています。激しい受験競争が現在でも小中学校の教育を歪め、この間の9学区から4学区への学区拡大が中学校の進路指導を困難にするとともに、不本意入学や遠距離通学を増やしており、この状況をさらに深刻にするものです。全都1学区の東京では、地域ごとの高校側の計画的な受け入れが困難となり、大量の行き場のない生徒をつくり出し、現在では公立中学卒業生の全日制高校進学率が90%を下回る状況に陥っています。

さらに「条例案」は、「定員を3年連続で下回り、改善の見込みがない府立高校は統廃合する」としています。これは、すべての高校進学希望者に高校教育を保障しようという、私学への就学支援金導入の趣旨とは全く逆行するものです。今年度の公立高校入試で多くの定員割れが生じた原因は、7:3という公私の高校受入れ比率がとらずされ、私学に就学支援金が導入されたことで、多くの生徒が私学に流れこんだことにあります。しかし、この背景には大阪の高校入試が多段階で行われ、公立前期、私学、公立後期という順番で行われる入試で、「失敗できない」「早く決めたい」と願う受験生が、前期や私学に集中するという事情があります。さらに私学への経常費助成改悪によって、私学の中に募集人数を超えて生徒を取ろうとする動きも生まれています。「定員割れ」は、制度上の問題でつくられたものであり、各校の責任ではありません。そもそも、「定員割れ」したからと学校をつぶすのではなく、前期入試も私学入試も失敗した子どもたちにも、「学ぶ機会」を保障することこそ、公教育の役割です。「条例案」のねらいは、これを各高校の責任に見せかけ、公然と、公立高校つぶしをいっそう推し進めることにあります。

今、求められているのは、すべての子どもの成長・発達の保障へ、私学への就学支援金導入と結んで、高校希望者全員入学の実現にむけた施策をただちにすすめることです。この間、全日制普通科高校は117校から73校へ、44校も減らされており、これ以上の高校統廃合を進めるのではなく、全日制高校への計画進学率を引き上げることこそが求められています。

## ＜人間的なつながりを育てていく教育を＞

今、競争と格差社会の拡大の下で、人と人とのつながりが断ちきれ、子どもたちの孤立化がすすんでいます。いじめ、自殺、不登校、そして相次ぐ少年事件に共通する特徴は、「人間関係がつかぬ」ということです。激しい競争のもとで、子どもも父母も、そして教職員も、「自分はどうか見られているのか」と他人の目が気になり不安とストレスが強められています。

子どもを人間として豊かに育てていく上で、今とくに大切なことは、子ども、父母、教職員の人間的なつながりと共感を育み、弱音も出し合えるような、安心と信頼の関係づくりをすすめていくことです。競争や管理で子どもを脅しつけてすすめる教育ではなく、子どもの自発的な学ぶ意欲を大切に、生活と結んで、ともに学び、ともに生きる力を育てていくことが求められています。

今、大震災を機に、多くの国民の間で「人のために何かをしたい」「人と人との絆を大切にしたい」という気持ちが広がっています。人は協力し合い、支え合うことで未来への展望を見出すことができます。今求められているのは、子どもに競争や自己責任論を押しつけるのではなく、人間的なつながりを育てていくことです。

## 4、処分と免職の脅しで、知事いいなりの教職員・学校づくりをねらう

「条例案」は、教育への政治介入を押し進め、「戦争する人づくり」と「財界が求める人づくり」を学校現場におしつけるため、職務命令と処分、免職の脅しで、学校と教職員を思い通りに操ろうとしています。これは憲法と教育の条理を踏みじり、地方教育行政法、地方公務員法の趣旨にも反するものです。

第1は、知事による教育内容への直接の介入と「罷免」の脅しで、教育委員会への統制をすすめる条項です。

「知事は、府立高校が実現すべき目標を設定する」、「目標を実現する責務を果たさない教育委員を罷免する」

第2は、校長の身分を不安定にして従順さを競わせ、一方で権限を拡大して、教職員への統制を強める条項です。

「府立高校の正副校長を任期付き採用に切り替え、公募する」「校長に人事権・予算要求権・教科書の採択権などを付与する」

第3は、教職員に職務命令への服従を求め、従わない者へ、処分と免職の脅しをかける条項です。

「教職員は、府教委の決定、校長の職務命令に従うとともに、校長のマネジメントに服さなければならない」

「職務命令違反5回、同一職務命令違反3回で分限免職」

第4は、教職員評価の相対評価を徹底し、常に最下位評価をつくり出し、免職の脅しで服従競争を強いる条項です。

「職員的一定数(5%)を必ず最下位評価し、2年連続『最下位評価』の教職員の免職」

第5は、公務員はクビにならないという身分保障をなくし、「整理解雇」できるとする条項です。

「職制・定数の改廃、予算の減少で余剰人員が生じた時は分限免職できる」

これらは「条例案」としては、極めてずさんで、不備な点が多く、きわめて恣意的に運用しても、実際には、他の法令の規定や原理・原則に基づかないと、運用できない条項が多く含まれています。教育委員の罷免の基準や、職務命令を発令する基準、そして最下位評価の割合を最初から決めて、必ず最下位をつくり出して免職させる評価システムの評価基準や身分保障問題、さらに「整理解雇」できる基準などが、まったく示されず、明らかにもされていません。これらは今後の労使協議や法的な検証、論議を抜きに、具体的には実施できるものではありません。さらに府立校の全校長への、経営能力だけを求める民間を含む公募は、学校現場を混乱させるだけでなく、教育の後退をまねきます。多くの教育困難の中で、教育を豊かに前進させるためには、教育の専門的な力量と経験をもち、教育的指導性をもった校長が求められます。フィンランドは公募をしています。教職経験と修士課程の修了が条件となっています。また教員の任用において校長が一次的な選考を行うと、校長の顔色をうかがう情実人事が広がる危険性もあります。

特定の政治権力に統制され、命令と服従にもとづく、人間不信につらめられた教育では、子どもの人間的な成長と発達を保障することはできません。「条例案」はまさに、特定の政治勢力による公教育破壊条例といえます。

## 5、教育に、命令・強制はなじまない

### (1) 戦後の教育では、教育活動に対する命令・強制は認められていません

戦前の教育は、「国家のための教育」へ、学問の自由は否定され、国策に役立つものだけが真理とされました。そして「上官の命令は朕(天皇)の命令」といわれ、軍隊や学校では上官や教師の命令は絶対でした。疑問や批判は一切許されず、上命下服の関係が徹底されました。

戦後の学校教育法は、国民学校令の「学校長ノ命ヲ承ケ児童ノ教育ヲ掌る」から「学校長ノ命ヲ承ケ」を削除し、「教諭は、児童の教育をつかさどる」(学校教育法第37条)と定め、学校長による個々の教員の教育内容に対する命令・強制が否定され、教員の教育権を法的に保障しています。

ここから、教育の内容・方法など専門的な事項は、教員免許状を有し、教育を通して国民全体に直接責任を負う教員の教育権に基本的に委ねられ、その教育課程を編成する権限は学校にあります。

## (2) 教育は、真理・真実に基づいて

教員が子どもたちに教える内容は、学問・研究の成果に立った真理・真実でなければなりません。そして真理・真実は、権力や多数決によって決定できないものです。そのため権力にも、暴力にも、金力にも左右されない自主性が不可欠となります。憲法23条はこれを「教授の自由」を含む「学問の自由」として保障しています。すなわち、教員が時の政府の権力的な支配に服することなく、研究が自由に保障され、教育課程を編成し、教育活動上の創意、工夫が尊重されることです。好き勝手の教育という意味ではなく、学問・研究の成果をふまえた教育指導をすすめていく上で、こうした自主的権限の保障が不可欠だからです。

## (3) 一人ひとりの子どもを人間として大切にす教育へ

### <外からの命令・強制では、子どもの成長に役立たない>

1人ひとりの人格(考え方、生き方、価値観)を尊重し、人間を育てる営みに命令・強制はなじみません。子どもの成長・発達、子ども自身の理解と納得によってすすみます。そのため教育的な指導は、人間的な働きかけ、人格的・精神的作用の発揮により、子どもと心を通わせることによって、はじめて成立します。

外からの命令によっていくら強制しても、外見上従うだけで、子どもの主体としての成長に役立たないばかりか、外見を整えるだけの教育にも陥り、有害になります。政治権力や行政機関からの命令、強制では、教育は成り立たず、教育にはなじみません。

### <子どもの本音を大切にし、自主性と自立、自治の力を育てていく教育を>

「勉強ができて、おとなしく、まじめな子」が突然に……。最近の少年事件にみられる特徴です。競争と管理の教育は、目に見えない形で子どもを追い込み、傷つけ、人間的な心や本音を抑圧しています。

いま大切なのは、子どもの否定面とその裏腹に存在する肯定面を丸ごと受けとめ、子どもと心を通わせていくことです。政治や行政からの「よい子」のおしつけではなく、子どもの本音を大切にし、子どもの自主性と自立、自治の力を育てていくことが求められています。

## 6、うまく進んでいない橋下「教育こわし」 —「条例案」の背景は、「おごり」と「あせり」—

橋下知事がこの間すすめてきた、教育にいつそうの競争と自己責任を持ち込む新自由主義「教育こわし」はうまく進んでいません。そのためツイッターの中で橋下知事は「これまでの教育委員会制度の下・全国学力テストの結果公表には反対、土曜日授業には反対、放課後学習に塾を参入させることには反対、進学に特化する高校の設立には反対・まあとにかくずれている」とあせりのことばを述べています。

実際に、学力テスト競争のおしつけにはオール教育関係者から反対の声が出され、テスト結果の開示には小中学校校長の9割以上が批判しました。また超エリート校の設置に対しても府立高校校長の7割が反対しました。また評価育成システムの賃金リンクには74%の管理職が「意欲・資質能力の向上に役立っていない」と答えるなど、この間、橋下知事がすすめてきた「教育こわし」に対して、教育現場では校長や教育委員会も含めて、批判と反対の声が大きく広がっています。これは子どものための教育に、教育現場がしっかりと責任を負い、日々の教育を守っているからです。

さらに2008年には、35人学級廃止反対署名を100万を超えて集約して撤回させ、その後府立学校の非常勤職員の一斉解雇反対、高校入学卒の拡大、特別休暇改善の反対などに取り組み、たたかみの度に共同の輪を広げてきました。

今回の「条例案」の背景には、こうした思い通りにいかない橋下知事の「あせり」と、議会で多数の議席を得た「おごり」があります。

## 7、教育の主権者は父母・府民 —問われているのは、誰のための教育か—

今、大阪の教育に求められているのは、知事と財界のための「強制と競争」の教育ではなく、子ども、父母・府民の切実な願いと声をしっかりと受け止め、共に教育をつくり上げていくことです。教育の主権者は、父母・府民です。

大阪の教育条件は全国最低レベルのままです。それは橋下知事が「教育日本一」と主張しながら、実際にはこの3年間で教育予算を583億円も削ってきたことにあります。とくに「安上がりの教育」ということで、正規の教員を雇わずに、非正規の教員を次々と増やしてきたために、待機の教員がいなくなり、授業に先生が来ないという「教育に穴があく」事態が大阪府内各地に大きく広がり、社会問題にもなっています。しかし橋下知事は、財界が求める「競争と選別をあおる教育政策」ばかりに大きなお金を注ぎ込み、教育条件全体は低下する一方です。

いま、大阪の教育に必要なのは、「教育基本条例」ではなく、第1に教職員をふやすことです。児童生徒1人当たりの教員数を全国平均にするためには5000人の増員が必要です。第2は、学級規模を引き下げることです。第3は、競争と管理の教育政策を見直すことです。

今こそ一人ひとりの子どもを大切にす教育・学校づくりへ、教育諸条件の整備・確立という、知事の基本任務への責任放棄を厳しく追及するとともに、府政転換へのとりくみを強めていくことが求められます。

## 8、「条例案」撤回への幅広い討論と、府政転換へのとりくみをすすめよう

橋下知事が、この3年間で府民のために、主体的にとりくんで実現した成果や実績は、何もありません。財界のために尽くしただけです。そのため府民のくらしと雇用、営業は、悪くなる一方です。そこで橋下知事は、毎日のようにマスコミに登場し、世論を誘導して本質を隠し、まやかしの争点を造り出しながら、府民の目をくらまして、実像が見えないようにしています。「教育基本条例案」と「職員基本条例案」も、「公務員・教職員が悪い」、「教育委員会が悪い」と府民の目をそらし、知事としての責任を覆い隠すねらいがあります。これはマスコミを利用した彼らの最大の拠り所ですが、逆に見れば、最大の弱点でもあります。

「教育基本条例案」の実像は、特定の政治勢力が公教育に介入し、教育破壊をすすめていくものであり、父母・府民の願いと、あいりれるものではありません。この実像を、劣悪で貧困な教育の実態とも結び、がんばって父母・府民に広く知らせていけば、目くらましの争点にはさせずに、11月に想定される大阪府知事・市長のダブル選挙の、真の争点におし上げ、「条例案」の撤回へ追い込んでいくことも可能です。

さらに府政転換への府民的共同を広げ、橋下府政全体の実像を明らかにし、切実な要求実現の展望を示していけば、必ず、府政を転換することができます。ここにしっかりと確信をもち、府民宣伝と対話に意気高くとりくみ、共同を大きく広げていきましょう

私たちは「教育の主権者」である父母・府民のみなさんと力をあわせて憲法、子どもの権利条約の理念にもとづく教育をいつそうゆたかに発展させるとともに、幅広く府民的討論を進展させて、「教育基本条例案」の撤回へ、たたかいをすすめる決意を表明するものです。

# 憲法改悪へ、教育の政治支配をすすめ、公教育を破壊する 「教育基本条例案」に反対し、撤回を求めます

大阪教職員組合中央執行委員長 田中康寛  
大阪府立高等学校教職員組合執行委員長 志摩 毅  
大阪府立障害児学校教職員組合執行委員長 戸田勝浩

## 1、はじめに

この9月府議会上、「大阪維新の会」は、「教育基本条例」と「職員基本条例」の両条例案を提出するとしています。マスコミ報道に基づく、「教育基本条例案」は、5月府議会上において強行可決された「君が代強制条例」に続き、さらに教育への全面的な政治介入をすすめ、戦後教育行政の原則や教育制度を根底から覆し、教育を政治に従属させるものです。

こうした重大な内容を含む条例案であるにもかかわらず、「大阪維新の会」は選挙目当てに、拙速な提案をねらい、成案を示さず、府民の十分な議論や合意も全くないまま、「数の暴力」で条例制定を強行しようとしています。

### <教育のあり方を根本から変質させる条例案>

「条例案」は、憲法改悪に向けた、改悪教育基本法の具体化へ、「戦争する人づくり」と「財界が求める人づくり」をすすめ、命令と処分、免職の脅しで学校と教職員を思い通りに操り、子どもと府民の精神支配をねらい、学校教育のあり方を根本から変質させる極めて重大な問題をもっています。

橋下知事と「大阪維新の会」は「教育行政に民意を反映させる」と、教育への政治介入を正当化しようとしています。が、「民意」とは「財界や特定の政治勢力の要望」であり、「愛国心教育」やエリート優先のいっそうの競争と、安上がり教育などをおしつけるものです。そして真の民意である目の前の子どもや父母・府民の声よりも、「上司の命令」を優先させる、上り下りの独裁システムをつくり上げようとしています。

子どもや父母・府民の切実な願いは「どの子にもゆきとどいた教育を保障してほしい」「テストの競い合いでなく、わかる喜びを」「安心・安全に、楽しく通える学校」「安心して高校へ行きたい」など、のびのびと学べる教育制度や条件の整備・拡充ですが、「条例案」には全くありません。

「条例案」は、「民意の反映」どころか真の民意を押さえこむ憲法違反の、教育への「不当な支配」そのものです。

### <見直し求められる、上り下りの行政>

今、日本社会は大震災と原発事故という未曾有の危機に直面し、国の将来のあり方が問われています。その中で、とくに改めるよう求められているのが、上り下りの行政や会社のあり方です。「安全神話」や「国策」の名のもとに、原発の安全に疑問を投げかける研究者や職員の意見を軽視し、異なる意見をしめ出してきた結果、福島第1原発の重大事故は起きました。また橋下知事も、専門家や多くの人が止めたにもかかわらず、府庁舎の「咲洲全面移築」へ突走り、購入に85億円、今後耐震補強に100億円以上と大変な税金のムダ遣いです。知事は、今こそ自らの失策をしっかりと反省し、責任をとるべきです。とくに知事をはじめ、すべての公務員は「憲法を尊重し擁護する義務」(憲法99条)を負っており、今こそ公務員のあり方として、戦前のような「命令に黙って従う」公務員ではなく、「憲法に基づき府民のために考え、行動する」公務員が求められています。

「大阪維新の会」が発表した「条例案」の概要とマスコミ報道に基づき、ここにその不当なねらいと本質を明らかにし、「条例案」の撤回へ、幅広い府民的討論と共同を広げていくことを呼びかけます。

## 2、なぜ今、「教育基本条例」なのか =ねらいと本質=

### (1) 特定の政治勢力が、教育への全面的な介入をねらう

「条例案」の概要は、「これまで政治は教育についてあまりにも消極的にしか関与せず、その結果民意が教育行政に十分反映しているとは言い難い」と述べ、「民意の反映」を口実に、教育理念・目標、学校教育目標の設定、学校運営、人事、処分、学校制度など、政治が教育に全面的に関与し、公然と介入できる制度をねらっています。

しかし戦後の教育委員会制度は、戦前の教育が政治に支配され、侵略戦争推進の道具にされたことを反省し、教育の自主性と政治的中立性を守るため独立した行政委員会として設置されています。教育は、国民全体に対して直接に責任を負い、自主的かつ創造的になされるべき営みであり、選挙で多数の議席を取れば、政治が関与できるというのではなく、時の権力によって左右されてはならないものです。そのため一般行政と異なり、教育行政は命令監督ではなく指導助言となっています。教育委員会の頭越しに政治が学校教育に介入できるようにする「条例案」は、明らかな教育への「不当な支配」であり、憲法13条、23条、26条に反し、断じて許されません。

「民意の反映」を主張するのであれば、公選制から任命制に切り替えられ、民意を反映させにくくしている現行の教育委員会制度を公選制に戻すなど、政治から独立させた改善、改革をすすめるべきものです。

### <教育への「不当な支配」は許されない >

◎「教育の本質的使命と、従ってその運営の特殊性に鑑みまして、教育が不当な支配に服さぬために、その行政機関も自主性を保つような制度的保障を必要といたします。教育委員会は、原則として、都道府県、または市町村における独立の機関であり、知事または市町村長の下に属しないのでありまして、直接国民にのみ責任を負って行われるべき教育の使命を保障する制度を確立することにいたしました。」(教育委員会法提案理由・1947年)

◎「政治と教育の間には一つの重大な相違点がある。即ち、政治は現実生活ことに経済生活をいかにするかを問題とする。教育はあくまで未来を準備するのである。社会の未来に備えることが教育の現在なのである。」「民主主義に則る政治は、政党の発生を必然的に伴い、政党間の競争と妥協によって運営されるのであるが、教育はたとえ民主主義下においても、そのような現実的な力によって左右されないことが必要なのである。」「教育に侵入してならない現実的な力として、政党のほか、官僚、財閥、組合等、現実的な勢力の侵入に対してしっかりした態度をとり、自主的に行われなければならない。」「教育基本法の解説」(1947年)

◎「もとより、政党政治の下で多数決原理によってされる国政上の意思決定は、さまざまな政治的要因によって左右されるものであるから、…党派的な政治的観念や利害によって支配されるべきでない教育にそのような政治的影響が深く入り込む危険があることを考えるときは、教育内容に対する右のごとき国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請されるし、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育を強制することは、憲法26条、13条の

規定上からも許されない」(旭川学テ最高裁大法廷判決・1976年)

## (2) 憲法改悪に向けて、教育の政治支配をねらう「大阪維新の会」 —危険な正体が明らかに—

「大阪維新の会」自身が、「教育基本条例」と「職員基本条例」の両条例案のねらいを「戦後レジーム(体制)を大阪から変える。地方行政や教育の形も変えたい」(8/22・朝日)と、記者会見で述べたように、条例制定のねらいは憲法改悪と一体のもので、「戦後レジーム(体制)からの脱却」は、「靖国派」の安倍元首相が主張したもので、「憲法体制からの脱却」へ憲法改悪と教育基本法改悪を推しすすめ、国民の厳しい審判を受けて崩壊したものです。これを「国でしようとしたが、何も変わってこなかった」と述べ、この大阪から再度、戦後民主主義や教育、地方自治を根本から変えようとねらうものです。そこで「条例案」は、憲法の理念と原則に反し、改憲をめざすものであるため、「目的及び基本理念」で示している根拠法に教育基本法、学校教育法、地方教育行政法だけをあげ、憲法を意図的にはずしています。

「大阪維新の会」は、副代表の坂井大阪府議や松井府議団幹事長をはじめ中心メンバーは、9条改憲を唱える日本会議地方議員連盟に名を連ねている人たちです。この間「自虐史観でない教科書を」と、過去の侵略戦争を美化・正当化し、憲法改悪に導く自由社や育鵬社の教科書採択を求める要望書を大阪市教委などに提出し、同じ趣旨の決議案採択を府内各市議会ですすめるなど、「戦争する人づくり」を進めようとしています。

今回の「条例案」はこうした改憲をねらう特定の政治勢力が、「数の暴力」で一気に、教育への政治支配をねらうもので、彼らの危険な正体が明らかになったとしか言えません。

## 3、「条例案」で、子どもと教育はどうなるのか？

### (1) 「愛国心教育」を徹底、子ども・府民の精神支配をねらう

#### <子どもを「人材」扱いし、愛国心と従順のおしつけ>

「条例案」は、「基本理念」において、「愛国心及び郷土を愛する心にあふれる人材を育てることを」を記し、露骨に愛国心教育の推進をかかげています。「君が代強制条例」第1条の「目的」が、「府民、とりわけ次代を担う子どもが…『我が国と郷土を愛する意識の高揚に資すること』を目的とする」と明記していることと合わせてとらえると、教育の根本目的を「子どものための教育」から「国家のための教育」に変えてしまう重大な問題もっています。侵略戦争を賛美する教科書採択の動きともかわり、まさに憲法9条改悪による「戦争する国づくり」と一体に、「戦争する人づくり」をねらうものといえます。

このことは「条例案」が、子どもたちをすべて「人材」として表現し、人間としてではなく、人的に有用な「材料」として扱っていることから明らかです。教育の目的を「人格の完成」から、国家・企業、特定の政治勢力のための「人材育成」へ変質させるものです。

さらに橋下知事は、「教育とは2万%、強制」と述べていますが、「基本理念」では「規範意識を重んじる人材」、「義務を重んじる人材」の育成を強調し、他の条項で問題行動への対応として「出席停止」を奨励するなど、処分の脅しで子どもたちに服従と従順をおしつけるものとなっています。

#### <今こそ、個人の尊厳を大切にすることを — 二度と、戦争への道をくり返さない —>

国を愛するかどうかは、国民一人ひとりが考え、決めることです。条例で無理やり「愛国心にあふれる人材」「意識の高揚」を押しつけることは、教育をゆがめ、教職員そして子どもと府民の、内心の自由の侵害につながる、全くの憲法違反です。

戦前の教育は、「陛下の御為、皇国の為に死するを名誉」と教え、国民を戦争へとかりたてました。そして人間を国家のための手段として戦争の道具とし、「国家有用の皇国民の錬成」を目的とし、愛国心を強制しました。

戦後はこの過ちを2度とくり返さないため、個人の尊厳を大切に、教育の目的を「人格の完成」「真理と平和を希求する人間の育成」と決めました。今、求められているのは、国を愛することのおしつけより、人を大切にすることです。

とくに大震災の経験からも多くの国民が、一人ひとりの命の大切さとかげがえのなさを改めて痛感しており、個人の尊厳が本当に大切にされる教育こそが求められています。

### (2) 「競争と切りすて」の教育・学校をねらう

#### <財界・大企業が求めるエリート育成を教育目標に>

橋下知事はこの間、事あるごとに「国際社会は食うか食われるか、競争は絶対に必要だ」、「子どもにはしっかり競争してもらおう」と語り、学力テスト競争、習熟度別指導、進学指導特色校など、エリート優先、競争と切りすての教育を推進してきました。

「条例案」の前文は、「激化する国際競争に対応」、「グローバル社会に十分対応できる人材育成」を強調し、「基本理念」では、「世界標準で競争力の高い人材を育てること」をかかげるなど、財界・大企業が求めるエリート育成の教育のみを強調しています。これらは一部大企業の課題であっても、大阪の公教育はその従属物ではなく、すべての子どもの成長と発達を保障する学校教育の課題ではありません。

今、多くの府民は、深刻な不況と低賃金政策によって、厳しい生活に追われています。そして貧困と格差の拡大によって、アルバイトに追われる生徒や給食費が払えない家庭が広がるなど、子どもの学ぶ権利が深刻におびやかされています。

しかし「条例案」の「基本理念」は、こうしたすべての子どもへの教育保障や、基礎学力保障については全く触れず、規範や義務などの徳育のみを強調しています。さらには子どもに自己責任論と競争原理をおしつけ、「他人への依存や責任転嫁をせず、互いに競い合い自己の判断と責任で道を切り開く人材を育てることを」「基本理念」として明記しています。これは「教育を受ける権利」を冷たく否定するものであり、「エリート育成以外の教育には金をかけず、もっと安手の労働者を提供せよ」という財界の教育要求をそのまま教育目標にしたものです。

#### <世界と日本で破たんがすすむ、「学力テスト」と一体の学校選択制導入をねらう>

また「条例案」は、いっそうの競争と切りすて教育の推進をねらい、個々の公立小中学校を激しい競争に追い込む「学力テスト結果の市町村別、学校別の公開」と「市立小中学校を選べる学校選択制の実現」を、何の議論もなく唐突に導入しようとしています。学力テストの市町村別・学校別公表は、大変な競争と序列化を引き起こします。日本ではすでに60年代に実施され、教育の不正と退廃をまねき大失敗したのをはじめ、東京・足立区や広島で不正が発覚し、見直しがすすんでいます。さらにこれが学校選択制に利用されると、学校間格差を生みだし、教育格差を広げ、子どもが受ける教育に格差がつき、教育の公共性が破壊されます。

このモデルとされたイギリスでは、「地域間・学校間格差が広がった」、「基礎学力が向上せず、教育荒廃が進んだ」、「地域の結びつきが弱められた」という理由ですでに破たんし、14歳対象の学力テストが廃止されています。さらに日本でも「学力テスト」と一体の学校選択制が、東京の江東区・板橋区や群馬・前橋市、広島・福山市など全国各地で見直し・廃止がすすんでいます。

## ＜世論に逆行し、いっそうの受験競争激化と公立高校つづしをねらう＞

そして「条例案」は、「府内全域を通学区にする」と、府立高校の学区制度を撤廃し、「エリート」の選抜へ、高校受験競争をいっそう激しくするとともに、府内の公立高校を1番から最下位まで序列化しようとしています。激しい受験競争が現在でも小中学校の教育を歪め、この間の9学区から4学区への学区拡大が中学校の進路指導を困難にするとともに、不本意入学や遠距離通学を増やしており、この状況をさらに深刻にするものです。全都1学区の東京では、地域ごとの高校側の計画的な受け入れが困難となり、大量の行き場のない生徒をつくり出し、現在では公立中学卒業生の全日制高校進学率が90%を下回る状況に陥っています。

さらに「条例案」は、「定員を3年連続で下回り、改善の見込みがない府立高校は統廃合する」としています。これは、すべての高校進学希望者に高校教育を保障しようという、私学への就学支援金導入の趣旨とは全く逆行するものです。今年度の公立高校入試で多くの定員割れが生じた原因は、7:3という公私の高校受入れ比率がとらずされ、私学に就学支援金が導入されたことで、多くの生徒が私学に流れこんだことにあります。しかし、この背景には大阪の高校入試が多段階で行われ、公立前期、私学、公立後期という順番で行われる入試で、「失敗できない」「早く決めたい」と願う受験生が、前期や私学に集中するという事情があります。さらに私学への経常費助成改悪によって、私学の中に募集人数を超えて生徒を取ろうとする動きも生まれています。「定員割れ」は、制度上の問題でつくられたものであり、各校の責任ではありません。そもそも、「定員割れ」したからと学校をつぶすのではなく、前期入試も私学入試も失敗した子どもたちにも、「学ぶ機会」を保障することこそ、公教育の役割です。「条例案」のねらいは、これを各高校の責任に見せかけ、公然と、公立高校つづしをいっそう推し進めることにあります。

今、求められているのは、すべての子どもの成長・発達の保障へ、私学への就学支援金導入と結んで、高校希望者全員入学の実現にむけた施策をただちにすすめることです。この間、全日制普通科高校は117校から73校へ、44校も減らされており、これ以上の高校統廃合を進めるのではなく、全日制高校への計画進学率を引き上げることこそが求められています。

## ＜人間的なつながりを育てていく教育を＞

今、競争と格差社会の拡大の下で、人と人とのつながりが断ちきれ、子どもたちの孤立化がすすんでいます。いじめ、自殺、不登校、そして相次ぐ少年事件に共通する特徴は、「人間関係がつかない」ということです。激しい競争のもとで、子どもも父母も、そして教職員も、「自分はどうか見られているのか」と他人の目が気になり不安とストレスが強められています。

子どもを人間として豊かに育てていく上で、今とくに大切なことは、子ども、父母、教職員の人間的なつながりと共感を育み、弱音も出し合えるような、安心と信頼の関係づくりをすすめていくことです。競争や管理で子どもを脅しつけてすすめる教育ではなく、子どもの自発的な学ぶ意欲を大切に、生活と結んで、ともに学び、ともに生きる力を育てていくことが求められています。

今、大震災を機に、多くの国民の間で「人のために何かをしたい」「人と人との絆を大切にしたい」という気持ちが広がっています。人は協力し合い、支え合うことで未来への展望を見出すことができます。今求められているのは、子どもに競争や自己責任論を押しつけるのではなく、人間的なつながりを育てていくことです。

## 4、処分と免職の脅しで、知事いいなりの教職員・学校づくりをねらう

「条例案」は、教育への政治介入を押し進め、「戦争する人づくり」と「財界が求める人づくり」を学校現場におしつけるため、職務命令と処分、免職の脅しで、学校と教職員を思い通りに操ろうとしています。これは憲法と教育の条理を踏みにじり、地方教育行政法、地方公務員法の趣旨にも反するものです。

第1は、知事による教育内容への直接の介入と「罷免」の脅しで、教育委員会への統制をすすめる条項です。

「知事は、府立高校が実現すべき目標を設定する」、「目標を実現する責務を果たさない教育委員を罷免する」

第2は、校長の身分を不安定にして従順さを競わせ、一方で権限を拡大して、教職員への統制を強める条項です。

「府立高校の正副校長を任期付き採用に切り替え、公募する」「校長に人事権・予算要求権・教科書の採択権などを付与する」

第3は、教職員に職務命令への服従を求め、従わない者へ、処分と免職の脅しをかける条項です。

「教職員は、府教委の決定、校長の職務命令に従うとともに、校長のマネジメントに服さなければならない」

「職務命令違反5回、同一職務命令違反3回で分限免職」

第4は、教職員評価の相対評価を徹底し、常に最下位評価をつくり出し、免職の脅しで服従競争を強いる条項です。

「職員的一定数(5%)を必ず最下位評価し、2年連続『最下位評価』の教職員の免職」

第5は、公務員はクビにならないという身分保障をなくし、「整理解雇」できるとする条項です。

「職制・定数の改廃、予算の減少で余剰人員が生じた時は分限免職できる」

これらは「条例案」としては、極めてずさんで、不備な点が多く、きわめて恣意的に運用しても、実際には、他の法令の規定や原理・原則に基づかないと、運用できない条項が多く含まれています。教育委員の罷免の基準や、職務命令を発令する基準、そして最下位評価の割合を最初から決めて、必ず最下位をつくり出して免職させる評価システムの評価基準や身分保障問題、さらに「整理解雇」できる基準などが、まったく示されず、明らかにもされていません。これらは今後の労使協議や法的な検証、論議を抜きに、具体的には実施できるものではありません。さらに府立校の全校長への、経営能力だけを求める民間を含む公募は、学校現場を混乱させるだけでなく、教育の後退をまねきます。多くの教育困難の中で、教育を豊かに前進させるためには、教育の専門的な力量と経験をもち、教育的指導性をもった校長が求められます。フィンランドは公募をしています。教職経験と修士課程の修了が条件となっています。また教員の任用において校長が一次的な選考を行うと、校長の顔色をうかがう情実人事が広がる危険性もあります。

特定の政治権力に統制され、命令と服従にもとづく、人間不信につらめられた教育では、子どもの人間的な成長と発達を保障することはできません。「条例案」はまさに、特定の政治勢力による公教育破壊条例といえます。

## 5、教育に、命令・強制はなじまない

### (1) 戦後の教育では、教育活動に対する命令・強制は認められていません

戦前の教育は、「国家のための教育」へ、学問の自由は否定され、国策に役立つものだけが真理とされました。そして「上官の命令は朕(天皇)の命令」といわれ、軍隊や学校では上官や教師の命令は絶対でした。疑問や批判は一切許されず、上命下服の関係が徹底されました。

戦後の学校教育法は、国民学校令の「学校長ノ命ヲ承ケ児童ノ教育ヲ掌る」から「学校長ノ命ヲ承ケ」を削除し、「教諭は、児童の教育をつかさどる」(学校教育法第37条)と定め、学校長による個々の教員の教育内容に対する命令・強制が否定され、教員の教育権を法的に保障しています。

ここから、教育の内容・方法など専門的な事項は、教員免許状を有し、教育を通して国民全体に直接責任を負う教員の教育権に基本的に委ねられ、その教育課程を編成する権限は学校にあります。

## (2) 教育は、真理・真実に基づいて

教員が子どもたちに教える内容は、学問・研究の成果に立った真理・真実でなければなりません。そして真理・真実は、権力や多数決によって決定できないものです。そのため権力にも、暴力にも、金力にも左右されない自主性が不可欠となります。憲法23条はこれを「教授の自由」を含む「学問の自由」として保障しています。すなわち、教員が時の政府の権力的な支配に服することなく、研究が自由に保障され、教育課程を編成し、教育活動上の創意、工夫が尊重されることです。好き勝手の教育という意味ではなく、学問・研究の成果をふまえた教育指導をすすめていく上で、こうした自主的権限の保障が不可欠だからです。

## (3) 一人ひとりの子どもを人間として大切に教育へ

### <外からの命令・強制では、子どもの成長に役立たない>

1人ひとりの人格(考え方、生き方、価値観)を尊重し、人間を育てる営みに命令・強制はなじみません。子どもの成長・発達、子ども自身の理解と納得によってすすみます。そのため教育的な指導は、人間的な働きかけ、人格的・精神的作用の発揮により、子どもと心を通わせることによって、はじめて成立します。

外からの命令によっていくら強制しても、外見上従うだけで、子どもの主体としての成長に役立たないばかりか、外見を整えるだけの教育にも陥り、有害になります。政治権力や行政機関からの命令、強制では、教育は成り立たず、教育にはなじみません。

### <子どもの本音を大切に、自主性と自立、自治の力を育てていく教育を>

「勉強ができて、おとなしく、まじめな子」が突然に……。最近の少年事件にみられる特徴です。競争と管理の教育は、目に見えない形で子どもを追い込み、傷つけ、人間的な心や本音を抑圧しています。

いま大切なのは、子どもの否定面とその裏腹に存在する肯定面を丸ごと受けとめ、子どもと心を通わせていくことです。政治や行政からの「よい子」のおしつけではなく、子どもの本音を大切に、子どもの自主性と自立、自治の力を育てていくことが求められています。

## 6、うまく進んでいない橋下「教育こわし」 —「条例案」の背景は、「おごり」と「あせり」—

橋下知事がこの間すすめてきた、教育にいつそうの競争と自己責任を持ち込む新自由主義「教育こわし」はうまく進んでいません。そのためツイッターの中で橋下知事は「これまでの教育委員会制度の下・全国学力テストの結果公表には反対、土曜日授業には反対、放課後学習に塾を参入させることには反対、進学に特化する高校の設立には反対・まあとにかくずれている」とあせりのことばを述べています。

実際に、学力テスト競争のおしつけにはオール教育関係者から反対の声が出され、テスト結果の開示には小中学校校長の9割以上が批判しました。また超エリート校の設置に対しても府立高校校長の7割が反対しました。また評価育成システムの賃金リンクには74%の管理職が「意欲・資質能力の向上に役立っていない」と答えるなど、この間、橋下知事がすすめてきた「教育こわし」に対して、教育現場では校長や教育委員会も含めて、批判と反対の声が大きく広がっています。これは子どものための教育に、教育現場がしっかりと責任を負い、日々の教育を守っているからです。

さらに2008年には、35人学級廃止反対署名を100万を超えて集約して撤回させ、その後府立学校の非常勤職員の一斉解雇反対、高校入学卒の拡大、特別休暇改善の反対などに取り組み、たたかみの度に共同の輪を広げてきました。

今回の「条例案」の背景には、こうした思い通りにいかない橋下知事の「あせり」と、議会で多数の議席を得た「おごり」があります。

## 7、教育の主権者は父母・府民 —問われているのは、誰のための教育か—

今、大阪の教育に求められているのは、知事と財界のための「強制と競争」の教育ではなく、子ども、父母・府民の切実な願いと声をしっかりと受け止め、共に教育をつくり上げていくことです。教育の主権者は、父母・府民です。

大阪の教育条件は全国最低レベルのままです。それは橋下知事が「教育日本一」と主張しながら、実際にはこの3年間で教育予算を583億円も削ってきたことにあります。とくに「安上がりの教育」ということで、正規の教員を雇わずに、非正規の教員を次々と増やしてきたために、待機の教員がいなくなり、授業に先生が来ないという「教育に穴があく」事態が大阪府内各地に大きく広がり、社会問題にもなっています。しかし橋下知事は、財界が求める「競争と選別をあおる教育政策」ばかりに大きなお金を注ぎ込み、教育条件全体は低下する一方です。

いま、大阪の教育に必要なのは、「教育基本条例」ではなく、第1に教職員をふやすことです。児童生徒1人当たりの教員数を全国平均にするためには5000人の増員が必要です。第2は、学級規模を引き下げることです。第3は、競争と管理の教育政策を見直すことです。

今こそ一人ひとりの子どもを大切に教育・学校づくりへ、教育諸条件の整備・確立という、知事の基本任務への責任放棄を厳しく追及するとともに、府政転換へのとりくみを強めていくことが求められます。

## 8、「条例案」撤回への幅広い討論と、府政転換へのとりくみをすすめよう

橋下知事が、この3年間で府民のために、主体的にとりくんで実現した成果や実績は、何もありません。財界のために尽くしただけです。そのため府民のくらしと雇用、営業は、悪くなる一方です。そこで橋下知事は、毎日のようにマスコミに登場し、世論を誘導して本質を隠し、まやかしの争点を造り出しながら、府民の目をくらまして、実像が見えないようにしています。「教育基本条例案」と「職員基本条例案」も、「公務員・教職員が悪い」、「教育委員会が悪い」と府民の目をそらし、知事としての責任を覆い隠すねらいがあります。これはマスコミを利用した彼らの最大の拠り所ですが、逆に見れば、最大の弱点でもあります。

「教育基本条例案」の実像は、特定の政治勢力が公教育に介入し、教育破壊をすすめていくものであり、父母・府民の願いと、あいりれるものではありません。この実像を、劣悪で貧困な教育の実態とも結び、がんばって父母・府民に広く知らせていけば、目くらましの争点にはさせずに、11月に想定される大阪府知事・市長のダブル選挙の、真の争点におし上げ、「条例案」の撤回へ追い込んでいくことも可能です。

さらに府政転換への府民的共同を広げ、橋下府政全体の実像を明らかにし、切実な要求実現の展望を示していけば、必ず、府政を転換することができます。ここにしっかりと確信をもち、府民宣伝と対話に意気高くとりくみ、共同を大きく広げていきましょう

私たちは「教育の主権者」である父母・府民のみなさんと力をあわせて憲法、子どもの権利条約の理念にもとづく教育をいつそうゆたかに発展させるとともに、幅広く府民的討論を進展させて、「教育基本条例案」の撤回へ、たたかみをすすめる決意を表明するものです。